



第4章

子ども・子育て支援の施策展開



第4章 子ども・子育て支援の施策展開

次世代育成支援対策推進法に基づく「行動計画策定指針」（以下「指針」という。）については、平成27年4月から適用され、本計画においてもこの指針に即して次世代育成支援対策の実施に関して策定しています。市町村は、指針に即して地域における子育ての支援、母性並びに乳児及び幼児の健康の確保と増進、職業生活と家庭生活との両立の推進等について、5年ごとに計画策定ができることとされています。このため、前期計画（第1期計画）に係る必要な見直しを令和元年度までに行った上で、令和2年度から令和6年度を期間とする後期計画（本計画）の策定が望ましいとされています。

令和2年度からの後期計画策定に向け、指針では主に以下の9項目が改正されていますが、本市は課題や今後の施策の方向性も踏まえて、改訂が必要な施策について追加・修正を行いました。

- ① 「新・放課後子ども総合プラン」（平成30年9月14日付け文部科学大臣、厚生労働大臣連名通知）の策定を踏まえた、放課後児童対策の考え方に関する記載の追加
- ② 平成28年以降の累次の児童福祉法等の改正「児童虐待防止対策の抜本的強化について」（平成31年3月19日児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議決定）等を踏まえた、児童虐待防止に関する記載の追記
- ③ 社会的養育の充実「都道府県社会的養育推進計画の策定について」（平成30年7月6日付け子発0706第1号厚生労働省子ども家庭局長通知）に基づいた、策定する旨の更新
- ④ 子育て世代包括支援センターや産後ケア、新生児聴覚検査等に関する記載の追加
- ⑤ 医療的ケア児に関する記載の追加
- ⑥ 登下校防犯プラン（平成30年6月22日関係閣僚会議決定）や未就学児等及び高齢運転者の交通安全緊急対策（令和元年6月18日関係閣僚会議決定）に関する記載の追加
- ⑦ 住生活基本計画（平成28年3月18日閣議決定）を踏まえた、良質な住宅の確保に関する記載の更新
- ⑧ 育児・介護休業法の改正を踏まえた、育児休業を取得しやすく、職場復帰しやすい環境の整備に関する記載の充実
- ⑨ 働き方改革関連法の成立等を踏まえた、働き方の見直しに資する多様な労働条件の整備に関する記載の充実

基本施策1 妊娠・出産期における支援の充実

現状と課題

本市においては従来より女性就業率が比較的高く、今後もさらに女性の社会進出が見込まれます。また、都市部と比較すると三世帯同居率は高いものの、核家族化の進行やライフスタイルの変化に伴い、母子を取り巻く環境は著しく変化しています。

こうした中、母親が健やかに子どもを生き育て、次代を担う子どもたちが心豊かに健康に成長するためには、妊娠・出産期からの切れ目のない母子保健対策や相談支援業務が重要であり、妊産婦に対して保健・医療・福祉・教育等の分野が連携して総合的に支援を行うとともに、地域全体で子どもの健やかな成長を見守る環境づくりが求められています。

近年では晩婚化が進展していることもあり、不妊に悩む子育て世代も増加しています。不妊治療に関する費用は高額であることに加え、治療には時間も要することから、不妊治療に対する費用の助成等も求められています。

今後の方策

妊娠期からの切れ目のない支援を実現させるため、産前産後における妊産婦等への支援内容を充実させるとともに、地域全体で子どもを育てる支援環境を整備するため、事業の周知に努めます。

また、妊産婦・乳幼児等の状況を継続的・包括的に把握し、妊産婦や保護者の相談に保健師等の専門家が対応できるよう、子育て世代包括支援センターを新たに設置し、安心して妊娠・出産・子育てができる環境を整備します。

主な施策・事業

① 妊産婦新生児訪問指導事業	主な所管：健康未来こども課	継続
<p>【事業概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○全妊産婦・新生児を対象にした訪問指導の実施 <p>【今後の方針】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○育児不安や低出生体重児等、支援が必要な妊産婦や乳幼児に対しては複数回訪問し、継続的な支援を行う 		
② うぶごえ教室	主な所管：健康未来こども課	継続
<p>【事業概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○出産前の夫婦を対象に、赤ちゃんの育児体験や座談会を実施 <p>【今後の方針】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○就労している妊婦が多く夫婦での参加も多いため、土曜日開催を継続し参加しやすい体制を整える ○わんパークとタイアップし、妊娠期から育児期のイメージが描ける内容にする 		

③ 特定不妊治療費助成事業	主な所管：健康未来子ども課	継続
【事業概要】 ○特定不妊治療に要した費用の一部助成 【今後の方針】 ○事業の周知を引き続き行い、経済的負担の軽減を図る		
④ ベビー・ファースト運動	主な所管：健康未来子ども課	継続
【事業概要】 ○地域で子育てを支援するため、事業所や市民への周知 ○施設駐車場、小売店舗レジでの優先表示の促進、ポスター掲示などの協力店の拡充 【今後の方針】 ○母子手帳交付時のステッカー等の配布を継続し、マタニティマークの周知を図る ○マタニティ優先駐車場設置協力企業の拡大を図る		
⑤ 産後ケア	主な所管：健康未来子ども課	新規
【事業概要】 ○出産後、委託医療機関において宿泊または日帰りで産婦の体を休ませたり、授乳指導・育児指導等を受けることができる事業 【今後の方針】 ○事業の周知を引き続き行い、育児不安のある産婦の不安解消につなげる ○市外医療機関で出産をした産婦の利用が少ないことが課題		

《目標指標》

事業名	平成30年度実績	目標
妊産婦新生児訪問指導事業	実施率94.5%	実施率100%
うぶごえ教室	参加者数31人	参加者数50人

《成果指標》

項目	平成30年度実績	目標
妊娠・出産について満足している者の割合	91.0%	95.0%

基本施策2 乳幼児期における支援の充実

現状と課題

子どもにとって、乳幼児期は生涯にわたる人間形成の基礎を培う大切な時期であることから、子どもたちの健やかな成長と子育て世帯の経済的負担の軽減に配慮し、子ども・子育て支援法の一部が改正され、令和元年10月より「幼児教育・保育の無償化」が開始されました。子育ての第一義的な責任は保護者や家庭に置きながらも、社会全体で子育てを支えていくネットワークづくりや、地域の様々な主体による連携体制を強化するとともに、経済的支援を含む子育て支援の充実等が求められており、多様化する子育て支援のニーズに答えていくことが必要とされます。

今後の方策

乳幼児期における母子保健を充実させるとともに、地域や関係団体における既存のネットワークを活用し連携体制を強化することで、子どもと保護者を一体的に支援していきます。また、幼児教育・保育環境の充実と利用料の無償化に加えて、各種手当・助成等の経済的支援も行っていきます。

さらに、障がい児やその他の配慮を必要とする幼児への支援、子どもの遊び場の確保、安全環境の整備や防犯体制の推進により、地域全体で子育てを支援する環境整備に努めていきます。

主な施策・事業

① 学童思春期保健連絡会連携事業	主な所管：健康未来こども課	継続
<p>【事業概要】</p> <p>○学童思春期保健連絡会など学校保健との連携及び情報の共有化</p> <p>【今後の方針】</p> <p>○各種アンケートを継続実施し、実態把握の上、子どもたちの生活習慣向上のため各機関と連携を図る</p>		
② むし歯予防教室	主な所管：健康未来こども課	継続
<p>【事業概要】</p> <p>○歯科保健に対する意識啓発を図るため、認定こども園・保育園で実施</p> <p>【今後の方針】</p> <p>○保護者及び園児に対する健康教育を継続し、むし歯罹患率の減少を目指す</p>		

<p>⑨ 子ども医療費助成</p>	<p>主な所管：健康未来こども課</p>	<p>継続</p>
<p>【事業概要】 ○高校卒業年齢までの医療費助成 【今後の方針】 ○継続して事業を実施する</p>		
<p>⑩ 保育園等通園費補助事業</p>	<p>主な所管：健康未来こども課</p>	<p>継続</p>
<p>【事業概要】 ○保育園・幼稚園・認定こども園に通園する児童の保護者に対し、通園費負担軽減を図るための補助 【今後の方針】 ○対象者への補助を継続して実施する</p>		
<p>⑪ 乳児保育事業</p>	<p>主な所管：健康未来こども課</p>	<p>継続</p>
<p>【事業概要】 ○全認可保育園において乳児（0歳児）を対象とした保育の実施 【今後の方針】 ○需要の高い状況の続く未満児の保育ニーズに対応する ○乳児保育ニーズの高まりに伴い保育士の確保に努める</p>		
<p>⑫ 児童扶養手当支給事業</p>	<p>主な所管：健康未来こども課</p>	<p>継続</p>
<p>【事業概要】 ○ひとり親家庭等に対して、生活の安定と自立の促進を目的とした手当の支給 【今後の方針】 ○今後も現況届未提出者への対応、広報による制度の周知に努める</p>		
<p>⑬ 児童手当支給事業</p>	<p>主な所管：健康未来こども課</p>	<p>継続</p>
<p>【事業概要】 ○中学校修了までの児童養育者に対して手当を支給 【今後の方針】 ○対象者への周知・説明等継続して実施する</p>		
<p>⑭ 特別児童扶養手当</p>	<p>主な所管：福祉課</p>	<p>継続</p>
<p>【事業概要】 ○精神または身体に障がいのある児童養育者に対しての手当の支給 【今後の方針】 ○関係機関との連携を強化し、制度について周知を図る</p>		
<p>⑮ 障害児福祉手当</p>	<p>主な所管：福祉課</p>	<p>継続</p>
<p>【事業概要】 ○在宅の20歳未満の者で重度の障がいの状態にあるために、日常生活において常時介護を必要とする者への手当の支給 【今後の方針】 ○関係機関との連携を強化し、制度について周知を図る</p>		

⑯ 療育事業（プレイ教室）	主な所管：健康未来こども課	継続
【事業概要】 ○対象：言葉や精神発達・生活習慣などの遅滞、身体に障がいがある児童とその保護者 【今後の方針】 ○個々の成長、障がいに対応できるよう今後も継続して事業を実施する		
⑰ 障がい児保育事業	主な所管：健康未来こども課	継続
【事業概要】 ○障がい児の成長発達を促進するため、心身に障がいのある児童を健常児とともに集団保育を実施 【今後の方針】 ○保育士の加配、保育士の研修実施により充実を図る ○受入れに伴い保育士の確保を行う		
⑱ ひとり親家庭等医療費助成	主な所管：健康未来こども課	継続
【事業概要】 ○ひとり親家庭の父または母及び児童等の医療費の一部助成 【今後の方針】 ○広報による周知等を継続して実施する		
⑲ 児童補装具交付及び修理の扶助	主な所管：福祉課	継続
【事業概要】 ○必要な身体機能の獲得や補助のために用いられる補装具の交付や修理に要する費用の支給 【今後の方針】 ○個々の成長、障がいに対応できるよう今後も継続して事業を実施する		
⑳ 軽・中等度難聴児補聴器購入費補助事業	主な所管：福祉課	継続
【事業概要】 ○身体障害者手帳の交付対象とならない軽・中等度難聴児の補聴器購入費の一部補助 【今後の方針】 ○個々の成長、障がいに対応できるよう今後も継続して事業を実施する		
㉑ 世代間交流事業（高齢者学級）	主な所管：生涯学習課	継続
【事業概要】 ○生きがいの場の提供 【今後の方針】 ○様々な世代が関われる交流活動の実施を図る		
㉒ 地域子育て交流事業	主な所管：健康未来こども課	継続
【事業概要】 ○保育園を核とした地域住民参加・交流による子育て支援活動 【今後の方針】 ○未入園時お招き会を実施 ○園の行事への地域住民参加について周知を図る		

<p>㉓ 地域の見守り事業</p>	<p>主な所管：青少年育成センター</p>	<p>継続</p>
<p>【事業概要】 ○青少年補導委員、主任児童委員及び民生委員児童委員等による児童の見守り及び支援活動 【今後の方針】 ○補導員の巡回時に、非行防止だけでなく環境浄化につながる声かけの実施を検討</p>		
<p>㉔ 家庭児童相談員配置</p>	<p>主な所管：健康未来子ども課</p>	<p>継続</p>
<p>【事業概要】 ○心身の発達や障がい児の養育など、子どもに関する相談窓口として家庭児童相談員を配置 【今後の方針】 ○関係機関と連携するなど療育相談等の対応充実を図る</p>		
<p>㉕ 児童遊園整備事業</p>	<p>主な所管：健康未来子ども課</p>	<p>継続</p>
<p>【事業概要】 ○町内会等の管理する児童遊園遊具等の新設・増設・修繕に対して助成（（社）小千谷市社会福祉協議会、小千谷市） 【今後の方針】 ○申請に対し適切に補助金を交付する</p>		
<p>㉖ 子どもの遊び場作り支援事業</p>	<p>主な所管：生涯学習課</p>	<p>継続</p>
<p>【事業概要】 ○図書館や体育施設等を利用した遊び場の提供 【今後の方針】 ○今後も維持管理を継続し、利用物品の入替や衛生管理などに努める</p>		
<p>㉗ 交通安全思想の普及徹底</p>	<p>主な所管：市民生活課</p>	<p>継続</p>
<p>【事業概要】 ○認定子ども園、保育園、学校での交通安全教育の実施 ○新入学児童へのランドセルカバー配付 【今後の方針】 ○園児・児童・生徒の交通事故を防ぐため、交通安全教室を指導内容の充実を図りながら実施する ○園児・児童が減少傾向にあるため、回数の増加は難しいが、よりきめ細かい指導を心掛ける</p>		
<p>㉘ 安全教育の推進</p>	<p>主な所管：健康未来子ども課 学校教育課</p>	<p>継続</p>
<p>【事業概要】 ○保育園・小中学校における学校各種安全教育の推進及び支援、各種安全点検の実施及び支援 【今後の方針】 ○不審者に対する防犯対策、地震等自然災害を考慮した施設の安全対策を進める</p>		

②9 防犯運動の推進	主な所管：市民生活課	継続
【事業概要】 ○地域安全活動への補助 【今後の方針】 ○連合会への助成等により地域の防犯事業の補助を行うことで、防犯運動の推進を図る		
③0 子ども110番の家の増加・周知	主な所管：学校教育課	継続
【事業概要】 ○子どもが危険に遭遇したり、困りごとがあるときに安心して立ち寄れる民間協力拠点登録件数の増及び制度の周知 【今後の方針】 ○警察と協力し、増加・周知に努める。また、児童に対し、子ども110番の家の場所や、逃げ込み方等、万が一のときのための防犯教室を実施する		
③1 幼児教育・保育の無償化	主な所管：健康未来こども課	新規
【事業概要】 ○保育園・認定こども園等を利用する3歳から5歳までの全ての子どもたちの利用料の無償化 ○0歳から2歳までの子どもたちについても、住民税非課税世帯を対象として利用料の無償化 【今後の方針】 ○令和元年10月よりスタートした取組を継続実施する ○保護者に対して制度の周知を図る		

《目標指標》

事業名	平成30年度実績	目標
乳幼児健康診査事業・幼児歯科健診	平均受診率 [集団検診] ・乳幼児98.9% ・幼児歯科99.8% [個別健診] ・乳幼児94.0% ・先天性94.8%	受診率100%
予防接種事業	接種率92.2% (日本脳炎を除く)	接種率100%
子ども110番の家の増加・周知	小学校把握数 313戸	小学校把握数 320戸

《成果指標》

項目	平成30年度	目標
この地域で子育てをしたいと思う親の割合	95.9%	97.0%

【参考】計画期間中に取組を検討する施策・事業等

幼児教育アドバイザーの配置・確保	主な所管：健康未来こども課	新規
<p>【事業概要】 ○幼児教育の専門的な知識を有している者が市内の施設等を巡回し、教育内容や指導方法、環境の改善等について指導を行う</p> <p>【今後の方針】 ○今現在設置の予定はないが、国の動向等を注視しながら配置の必要性について検討する</p>		
県幼児教育センターとの連携	主な所管：健康未来こども課	新規
<p>【事業概要】 ○県が設置する幼児教育センターと連携して、幼児期の教育・保育の質の向上に努める</p> <p>【今後の方針】 ○新潟県の幼児教育センターは未設置。設置された場合、連携して幼児教育の推進を図る</p>		
外国につながる幼児への配慮	主な所管：健康未来こども課	新規
<p>【事業概要】 ○外国につながる幼児が円滑な教育・保育等の利用ができるように、保護者及び教育・保育施設等に対し必要な支援を行う</p> <p>【今後の方針】 ○現状は特段の配慮が必要な事例はないものの、必要に応じて適切な支援を行う</p>		
医療的ケア児への対応	主な所管：健康未来こども課	新規
<p>【事業概要】 ○日常的に医療的ケアが必要な子どもが教育・保育の機会が奪われることがないように、教育・保育施設等への受け入れ体制の整備を目指す</p> <p>【今後の方針】 ○医療的ケア児のニーズを把握し、必要に応じて支援する体制整備を検討する</p>		

基本施策3 学童期における支援の充実

現状と課題

遊びを通じての仲間意識の形成が児童の社会性の発達に大きな影響を与えることから、児童が地域の中で安全に過ごす場の確保が必要となっています。就学前児童の保育ニーズの高まりから、小学校入学後の放課後の居場所の確保も必要とされるため、放課後児童クラブや放課後子供教室の充実を図るとともに、親子とのふれあい体験など多様な学習体験機会の提供や地域活動の活発化も重要となっています。

また、虐待や非行、不登校等の問題行動については、学校や児童相談所等関係機関と地域との連携を強化し、一体的に児童の健全育成に取り組む必要があるとともに、登下校時における交通安全や防犯体制の整備、児童が安全・安心に学び・遊ぶことが出来る環境や体制の整備等も必要とされています。

さらに、障がいのある子を抱えた家庭、ひとり親家庭、貧困状態にある家庭等、家庭状況による育成環境、将来的な格差を生み出さないために、必要な支援に取り組む必要があります。

今後の方策

次代の担い手である子どもが個性豊かに生きる力を伸長することができるよう、学校・家庭・地域が一体となって学校教育や社会教育に取り組んでいきます。子ども達の状況に応じた居場所づくりに努め、主任児童委員、児童委員、ボランティア等との連携を図りながら事業に取り組めます。

また、今後も児童・青少年の非行防止のため、地域での取り組みに対する支援や、家庭・地域の協力を得ながら関係機関と情報交換・連携を行うことで、次代を担う児童の健全育成を図ります。

登下校時における交通安全の取り組みや防犯体制の強化を地域や関係機関等と一体的に継続実施し、児童を取り巻く安全・安心な環境を維持していきます。

家庭や子どもの状況に応じた支援につなげられるように、関係機関が連携して事業の周知や対象者の把握・支援に取り組めます。

主な施策・事業

① 学童思春期保健連絡会連携事業 【再掲】	主な所管：健康未来こども課	継続
【事業概要】 ○学童思春期保健連絡会など学校保健との連携及び情報の共有化 【今後の方針】 ○各種アンケートや継続実施し、実態把握の上、子どもたちの生活習慣向上のため各機関と連携を図る		

② フッ化物洗口事業【再掲】	主な所管：健康未来子ども課	継続
【事業概要】 ○永久歯のむし歯予防を図るため、認定子ども園・保育園・学校でフッ化物洗口を実施 【今後の方針】 ○安全に配慮し、事業を継続する		
③ 予防接種事業【再掲】	主な所管：健康未来子ども課	継続
【事業概要】 ○予防接種法に基づく、接種を勧奨 ○予防接種費用助成事業（県外などで予防接種を受けたとき、接種費用の助成を行う） ○未接種者への対策を継続する		
④ 子育てサークル支援【再掲】	主な所管：健康未来子ども課	継続
【事業概要】 ○子育てサークル登録制度による登録団体への市民会館及び総合福祉センターサンラックおぢやの無料開放の実施 【今後の方針】 ○公共施設の無料開放など、サークル活動の支援を行う ○サークル登録のメリットなどの周知を図る		
⑤ 子ども医療費助成【再掲】	主な所管：健康未来子ども課	継続
【事業概要】 ○高校卒業までの医療費助成 【今後の方針】 ○今後も事業を継続する		
⑥ 就学援助事業	主な所管：学校教育課	継続
【事業概要】 ○就学困難と認められる学齢児童生徒への就学経費の援助 【今後の方針】 ○認定基準により援助する		
⑦ 児童扶養手当支給事業【再掲】	主な所管：健康未来子ども課	継続
【事業概要】 ○ひとり親家庭等に対して、生活の安定と自立の促進を目的とした手当の支給 【今後の方針】 ○今後も現況届未提出者への対応、広報による制度の周知に努める		
⑧ 児童手当支給事業【再掲】	主な所管：健康未来子ども課	継続
【事業概要】 ○中学校修了までの児童養育者に対して手当を支給 【今後の方針】 ○今後も、対象者への周知・説明等継続して実施する		

⑨ 特別児童扶養手当【再掲】	主な所管：福祉課	継続
<p>【事業概要】</p> <p>○精神または身体に障がいのある児童養育者に対しての手当の支給</p> <p>【今後の方針】</p> <p>○関係機関との連携を強化し、制度について周知を図る</p>		
⑩ 障害児福祉手当【再掲】	主な所管：福祉課	継続
<p>【事業概要】</p> <p>○在宅の20歳未満の者で重度の障がいの状態にあるために、日常生活において常時介護を必要とする者への手当の支給</p> <p>【今後の方針】</p> <p>○関係機関との連携を強化し、制度について周知を図る</p>		
⑪ ひとり親家庭等医療費助成【再掲】	主な所管：健康未来子ども課	継続
<p>【事業概要】</p> <p>○ひとり親家庭の父または母及び児童等の医療費の一部助成</p> <p>【今後の方針】</p> <p>○今後も、広報による周知等を継続して実施する</p>		
⑫ 児童補装具交付及び修理の扶助【再掲】	主な所管：福祉課	継続
<p>【事業概要】</p> <p>○必要な身体機能の獲得や補助のために用いられる補装具の交付や修理に要する費用の支給</p> <p>【今後の方針】</p> <p>○個々の成長、障がいに対応できるよう今後も継続して事業を実施する</p>		
⑬ 軽・中等度難聴児補聴器購入費補助事業【再掲】	主な所管：福祉課	継続
<p>【事業概要】</p> <p>○身体障害者手帳の交付対象とならない軽・中等度難聴児の補聴器購入費の一部補助</p> <p>【今後の方針】</p> <p>○個々の成長、障がいに対応できるよう今後も継続して事業を実施する</p>		
⑭ 世代間交流事業（高齢者学級）【再掲】	主な所管：生涯学習課	継続
<p>【事業概要】</p> <p>○生きがいの場の提供</p> <p>【今後の方針】</p> <p>○様々な世代が関われる交流活動の実施を図る</p>		
⑮ 学校支援地域本部事業	主な所管：生涯学習課	継続
<p>【事業概要】</p> <p>○地域全体で学校運営を支援</p> <p>○生涯学習の成果を活かす場の提供</p> <p>【今後の方針】</p> <p>○コーディネーターの育成を図る</p>		

⑯ 放課後子ども教室推進事業	主な所管：生涯学習課	継続
<p>【事業概要】 ○放課後の子どもの居場所と知識・経験の伝承の場の提供</p> <p>【今後の方針】 ○継続的なボランティアの募集を行う ○子どものアレルギーやおう吐時の対応等の研修の受講について検討する</p>		
⑰ 子ども農村交流プロジェクトモデル事業	主な所管：観光交流課	継続
<p>【事業概要】 ○小学校における農村宿泊体験活動</p> <p>【今後の方針】 ○受入家庭の増加を図る</p>		
⑱ 教育相談員配置	主な所管：学校教育課	継続
<p>【事業概要】 ○相談員1名配置、小中学校への訪問、電話相談</p> <p>【今後の方針】 ○長期欠席や問題行動のもとにある個の特性を家族や学校に理解してもらい、今後も適切な対応ができるよう支援する ○児童生徒の悩みや困りごとの相談に対して適切なアドバイスを行う</p>		
⑲ 適応指導教室開設	主な所管：学校教育課	継続
<p>【事業概要】 ○学校生活にうまく適応できない児童生徒への復帰援助（小千谷小学校区に1か所）</p> <p>【今後の方針】 ○関係機関との情報共有と役割分担（通級生への指導だけでなく、家庭・家族を巻き込んだ支援）により支援を図る</p>		
⑳ 地域の見守り事業【再掲】	主な所管：青少年育成センター	継続
<p>【事業概要】 ○青少年補導委員、主任児童委員及び民生委員児童委員等による児童の見守り及び支援活動</p> <p>【今後の方針】 ○補導員の巡回時に、非行防止だけでなく環境浄化につながる声かけの実施を検討する</p>		
㉑ 青少年育成センター相談事業	主な所管：青少年育成センター	継続
<p>【事業概要】 ○虐待、非行、不登校等の様々な問題を抱えた子どもや家庭への支援</p> <p>【今後の方針】 ○義務教育終了後の青少年の相談場所について、周知方法を検討する</p>		
㉒ 家庭児童相談員配置【再掲】	主な所管：健康未来こども課	継続
<p>【事業概要】 ○心身の発達や障がい児の養育など、子どもに関する相談窓口として家庭児童相談員を配置</p> <p>【今後の方針】 ○関係機関との連携するなど療育相談等の対応充実を図る</p>		

<p>㉓ 児童遊園整備事業【再掲】</p>	<p>主な所管：健康未来子ども課</p>	<p>継続</p>
<p>【事業概要】 ○町内会等の管理する児童遊園遊具等の新設・増設・修繕に対して助成（（社）小千谷市社会福祉協議会、小千谷市） 【今後の方針】 ○申請に対し、適切に補助金を交付する</p>		
<p>㉔ 子どもの遊び場作り支援事業【再掲】</p>	<p>主な所管：生涯学習課</p>	<p>継続</p>
<p>【事業概要】 ○図書館や体育施設等を利用した遊び場の提供 【今後の方針】 ○維持管理を継続し、利用物品の入替や衛生管理などに努める</p>		
<p>㉕ 交通安全思想の普及徹底【再掲】</p>	<p>主な所管：市民生活課</p>	<p>継続</p>
<p>【事業概要】 ○認定子ども園、保育園、学校での交通安全教育の実施 ○新入学児童へのランドセルカバー配付 【今後の方針】 ○園児・児童・生徒の交通事故を防ぐため、交通安全教室を指導内容の充実を図りながら実施する ○園児・児童が減少傾向にあるため、回数の増加は難しいが、よりきめ細かい指導を心掛ける</p>		
<p>㉖ 安全教育の推進【再掲】</p>	<p>主な所管：健康未来子ども課 学校教育課</p>	<p>継続</p>
<p>【事業概要】 ○保育園・小中学校における学校各種安全教育の推進及び支援、各種安全点検の実施及び支援 【今後の方針】 ○不審者に対する防犯対策、地震等自然災害を考慮した施設の安全対策を進める</p>		
<p>㉗ 防犯運動の推進【再掲】</p>	<p>主な所管：市民生活課</p>	<p>継続</p>
<p>【事業概要】 ○地域安全活動への補助 【今後の方針】 ○連合会への助成等により地域の防犯事業の補助を行うことで、防犯運動の推進を図る</p>		
<p>㉘ 子ども110番の家の増加・周知【再掲】</p>	<p>主な所管：学校教育課</p>	<p>継続</p>
<p>【事業概要】 ○子どもが危険に遭遇したり、困りごとがあるときに安心して立ち寄れる民間協力拠点登録件数の増及び制度の周知 【今後の方針】 ○警察と協力し、増加・周知に努める。また、児童に対し、子ども110番の家の場所や、逃げ込み方等、万が一のときのための防犯教室を実施する</p>		

⑳ 中学生と赤ちゃんとのふれあい交流会	主な所管：健康未来こども課	新規
<p>【事業概要】 ○市内中学校と地域の赤ちゃんのふれあい交流会を実施し、生命の尊さ、親となることの大切さ、子どもに対する親の愛情、育児の楽しさなどを学び、自分が将来親となることを具体的に考える機会を提供</p> <p>【今後の方針】 ○市内中学校の3年生を対象に継続して実施する</p>		
㉑ 子どもの学習・生活支援事業	主な所管：福祉課	新規
<p>【事業概要】 ○貧困の連鎖を防止し、その後の自立を促すために、生活困窮世帯の子どもに対して学習支援・生活支援を令和元年度より実施</p> <p>【今後の方針】 ○生活困窮世帯の子どもを支援につなげられるように事業の周知・対象者の把握に努める</p>		

≪目標指標≫

事業名	平成30年度実績	目標
【再掲】 予防接種事業	接種率92.2% (日本脳炎を除く)	接種率100%
【再掲】 子ども110番の家の増加・周知	小学校把握数 313戸	小学校把握数 320戸

≪成果指標≫

項目	平成30年度	目標
赤ちゃん(命)をかわいいと思う中学3年生の割合	97.1%	99.0%
将来結婚や子育てをすることにプラスイメージを持つことができた中学3年生の割合	96.6%	99.0%

基本施策4 子ども子育て支援の充実

現状と課題

妊娠出産期から乳幼児期を経て学童期に至るまで、子どものライフステージに応じて子育て世帯に対しては切れ目ない継続的な支援が必要とされています。

核家族化の進展や少子化等により、子育てに関して不安や悩みを抱え孤立化する保護者が年々多くなってきており、それらの環境が虐待の一因となっていることも指摘されています。子育てをめぐる様々な問題については、早期発見・早期解決が必要不可欠であり、そのためには、ワンストップによる相談窓口の設置や関係機関との連携体制を確保していくことが求められています。

また、スマートフォン等の携帯端末から育児や子育て支援に関する情報を入手する保護者も増加しているため、従来の情報発信や周知の方法に加えて、スマートフォンによる情報入手の仕組みも検討する必要があります。

今後の方策

妊娠届出やアンケート等の情報を基に、妊娠・出産・子育てに関する切れ目のない継続的な相談や支援を行う「子育て世代包括支援センター」を新たに設置し、要保護児童対策地域協議会（小千谷市子どもを守る地域連絡会）や児童相談所等関係機関・部署等との連携により、児童虐待や子育てに関する全般的な相談体制の整備や必要な情報提供・支援に努めます。

また、スマートフォンアプリを活用した情報発信の取組や、乳幼児・児童等のライフステージに応じた健康維持の取組等、妊娠出産期から学童期まで切れ目ない子育て支援施策を充実させていきます。

主な施策・事業

① 子育て世代包括支援センターの設置	主な所管：健康未来子ども課	新規
<p>【事業概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○妊娠初期から子育て期にわたり、妊娠の届出等の機会に得た情報を基に、妊娠・出産・子育てに関する相談に応じる ○必要に応じて個別に支援プランを策定し、保健・医療・福祉・教育等の地域の関係機関による切れ目のない支援を行う <p>【今後の方針】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○令和2年度に開設し、子育てに関するワンストップでの相談体制整備により切れ目ない支援を実施する 		
② 児童虐待・DV防止ネットワーク事業	主な所管：健康未来子ども課	継続
<p>【事業概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○小千谷市子どもを守る地域連絡会を核とした関係機関の参加拡充による問題解決・支援体制の強化 <p>【今後の方針】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○代表者会議や児童虐待防止研修会を開催することにより、小千谷市子どもを守る地域連絡会周知や関係機関の連携強化を図る 		

③ 民生委員児童委員・主任児童委員による相談・支援活動	主な所管：福祉課	継続
<p>【事業概要】 ○児童・青少年の健全育成を図るため、関係機関と連携した地域での相談・支援活動</p> <p>【今後の方針】 ○小中学校との連携（情報開示等）、親に対する民生委員制度の周知啓発を図る</p>		
④ 保健師訪問指導・相談事業	主な所管：健康未来こども課	継続
<p>【事業概要】 ○健診未受診者や発達の遅れ、育児環境等の要観察者を対象とした訪問指導や、妊婦・産婦・乳児・幼児、学童等への訪問活動の実施</p> <p>【今後の方針】 ○訪問指導を継続し、関係機関との連携による切れ目のない支援を目指す</p>		
⑤ わんパーク相談事業	主な所管：健康未来こども課	継続
<p>【事業概要】 ○あすえ～のわんパークにおける子育てなんでも相談、来館・電話相談</p> <p>【今後の方針】 ○広報などによる周知を行う ○継続して保護者が相談しやすい環境づくりに努める</p>		
⑥ 児童安全相談員配置	主な所管：健康未来こども課	継続
<p>【事業概要】 ○児童虐待やDVなど、子どもに関する相談窓口として児童安全相談員を配置</p> <p>【今後の方針】 ○関係機関との連絡調整等により、児童虐待対応の連携強化を図る</p>		
⑦ LINEによる子育て情報発信	主な所管：健康未来こども課	新規
<p>【事業概要】 ○子育てに関する情報やわんパークのイベント情報の配信</p> <p>【今後の方針】 ○保育園に関する情報（例：入園申込みの情報、インフルエンザ情報）など配信内容の充実を図る</p>		
⑧ 健やかに生み育てる環境づくり	主な所管：健康未来こども課	継続
<p>【事業概要】 ○保健事業や各種アンケートにより、妊娠期、乳幼児期、学童思春期の生活習慣や家族の状況等を把握する</p> <p>【今後の方針】 ○幼少期からの生活リズム向上のため、関係機関と連携して「食べて・動いて・よく寝よう」をスローガンに健康目標の達成に努める</p>		

《目標指標》：⑦「健やかに生み育てる環境づくり」に掲げる健康目標

評価指標		目標値	
		平成30年度 実績値	令和6年度 目標値
妊 産 婦	妊娠・11週以下での妊娠届出の割合	98.2%	99%
	妊婦の喫煙率	1.3%	0%
	妊婦の飲酒率	0.4%	0%
	低出生体重児の出生率	7.4%	9%
	生後0歳～2か月未満の母乳栄養児の割合	46.0%	50%
	生後2～4か月未満の母乳栄養児の割合	42.7%	45%
	妊娠出産時に夫や家族の思いやりを感じる妊産婦の割合	94.5%	99%
	積極的に育児している父親の割合	61.0%	70%
	妊娠・出産に満足している者の割合	91.0%	95%
乳 幼 児	21時前に寝る子の割合 4歳～6歳	26.2%	30%
	朝食を毎日食べる子の割合 4歳～6歳	94.9%	100%
	体を動かして遊ぶ子の割合 1歳6か月～3歳	60.5%	65%
	4歳～6歳	77.6%	80%
	排便が毎日ある子の割合 1歳6か月～3歳	80.5%	85%
	4歳～6歳	74.3%	78%
	テレビの視聴時間が1日2時間以内の子の割合 1歳6か月～3歳	70.3%	73%
	むし歯のない子の割合 3歳	92.3%	95%
	仕上げみがきの実施率 1歳6か月～3歳	96.2%	98%
	4歳～6歳	90.0%	95%
	家庭内禁煙率	52.5%	55%
	家庭内分煙率	93.4%	97%
	楽しく子育てができている養育者の割合	80.8%	85%
	相談相手がいる養育者の割合	98.5%	100%
	体罰や暴言、ネグレクト等によらない子育てをしている親の割合 4か月	93.5%	95%
1歳6か月	83.4%	85%	
3歳	62.8%	70%	

評価指標		目標値	
		平成 30 年度 実績値	令和 6 年度 目標値
学 童 思 春 期	10代の人口妊娠中絶率	1.3%	0%
	性感染症を知っている子の割合 中学3年生	76.3%	80%
	親と性に関する事柄について話をしたことがある子の割合 中学3年生	4.4%	5%
	体や心の悩みを相談できる子の割合 中学3年生	78.5%	80%
	就寝時刻の遅い子の割合 小学生（22時以降）	38.1%	35%
		中学生（23時以降）	60.5%
	朝食を食べる子の割合	90.9%	100%
	1日30分以上運動習慣がある子の割合	82.7%	88%
	毎日排便がある子の割合 小学生	16.6%	20%
		中学生	18.2%
	1日3時間以上テレビやビデオの視聴、テレビゲーム類で遊ぶ子の割合	23.1%	20%
	喫煙率（1回/月以上） 中学3年生	0.3%	0%
	飲酒率（1回/月以上） 中学3年生	0.3%	0%
	喫煙、飲酒、薬物の害を知っている子の割合 中学3年生	92.2%	95%
	12歳児の一人平均むし歯本数	0.14本	0.10本
	肥満傾向児童・生徒の割合 小学生	7.7%	7%
		中学生	7.4%
	貧血者の割合	4.6%	3%
	痩身傾向児童・生徒の割合 小学生	2.2%	1%
		中学生	3.7%
血中脂質異常者の割合	2.2%	2%	

【参考】計画期間中に取組を検討する施策・事業等

子ども家庭総合支援拠点整備の検討	主な所管：健康未来こども課	新規
<p>【事業概要】 ○子どものいる家庭等からの子育てに関する相談を受け、児童相談所等関係機関・部署等と連携し、必要な情報提供や支援を行う</p> <p>【今後の方針】 ○現状では整備予定は無いが、児童福祉法で市町村において「拠点の整備に努める」とされていることから今後整備について検討を行う</p>		

基本施策5 教育・保育、地域子育て支援事業の充実

1 教育・保育事業等の提供区域

子ども・子育て支援法では、各自治体において「教育・保育提供区域」を設定することが義務付けられています。区域の範囲については各自治体の裁量に任されているため、本市では、ニーズ調査及び子ども・子育て支援会議での審議結果や各地域の子ども人口の状況等を踏まえ、教育・保育提供区域は市域全域を1つの区域として前期計画で設定しました。本計画においてもこの考え方を踏襲し、市域全域を1つの区域として設定します。

■ 市内教育・保育施設等の位置図

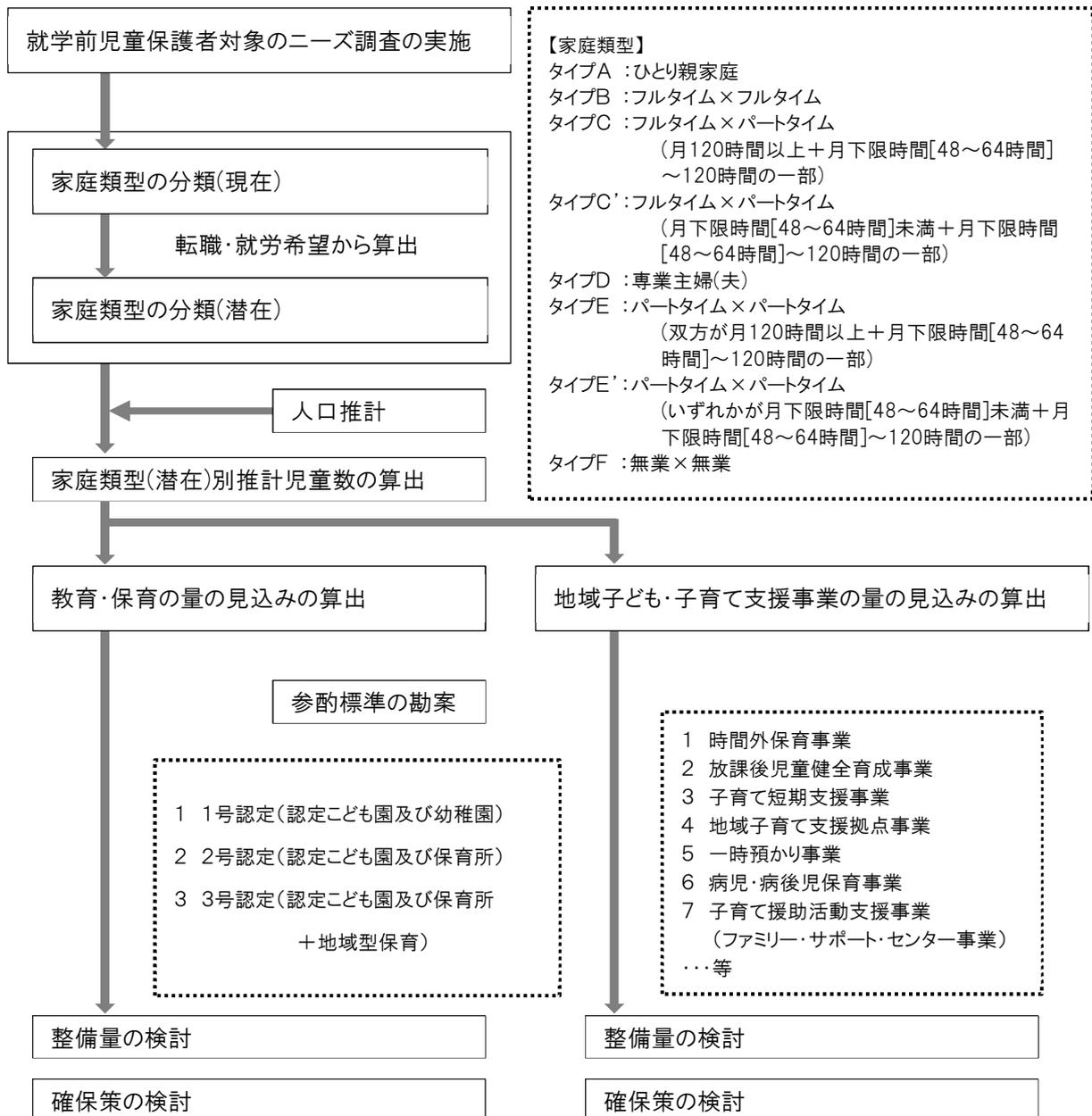


2 教育・保育事業、地域子ども・子育て支援事業のニーズ量推計

(1) 推計の手順

教育・保育、地域子ども・子育て支援事業のニーズ量推計にあたっては、就学前児童の保護者を対象としたニーズ量調査の結果を基に、国が示した「第二期市町村子ども・子育て支援事業計画等における「量の見込み」の算出等の考え方（改訂版）」の手順に沿って算出し、本市の地域特性の整合性等を検証しながら、修正・加工を行いました。

■ 教育・保育、地域子ども・子育て支援事業のニーズ量推計のフローチャート



(2) 子ども人口の推計

本市の子ども人口の推計について、0～5歳では平成31年の1,353人から令和6年には1,098人と18.8%減少、6～11歳でも平成31年の1,768人から令和6年には1,396人と21.0%減少することが予測されます。

■ 子ども人口の推移と推計

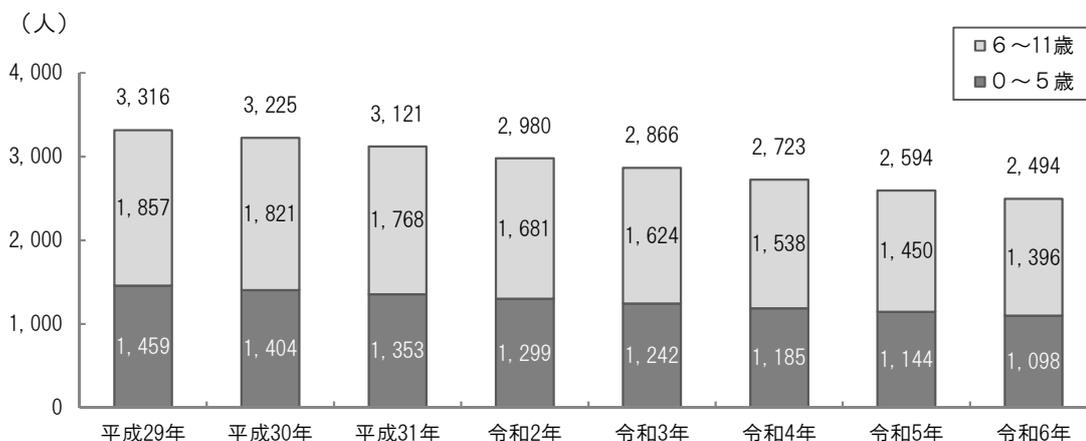
単位：人

	平成29年	平成30年	平成31年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
0～11歳	3,316	3,225	3,121	2,980	2,866	2,723	2,594	2,494
0歳	211	203	217	189	182	172	166	160
1歳	227	210	209	220	192	185	175	169
2歳	243	230	210	209	220	192	185	175
3歳	248	240	231	209	208	219	191	184
4歳	271	248	241	231	209	208	219	191
5歳	259	273	245	241	231	209	208	219
0～5歳	1,459	1,404	1,353	1,299	1,242	1,185	1,144	1,098
6歳	299	260	267	244	240	230	208	207
7歳	317	296	261	267	244	240	230	208
8歳	299	319	296	261	267	244	240	230
9歳	333	299	316	296	261	267	244	240
10歳	314	332	297	316	296	261	267	244
11歳	295	315	331	297	316	296	261	267
6～11歳	1,857	1,821	1,768	1,681	1,624	1,538	1,450	1,396

資料：平成29年～平成31年は、住民基本台帳（各年4月1日）

令和2年～令和6年は、実績値を基にしたセンサス変化率法による推計（各年4月1日）

■ 子ども人口の推計



(3) 家庭類型（現在・潜在）別児童数の推計

家庭類型（現在・潜在）別児童数は、国の手引きに従って、ニーズ調査結果から家庭類型の現在割合と、今後1年以内に転職の希望や無業からの就労希望等の意向を反映させた潜在割合を算出し、推計します。

■ 児童（0～5歳）の家庭類型（現在・潜在）の割合

家庭類型	説明	現状	単位：%	
			現在	潜在
タイプA	ひとり親家庭	5.2	5.2	5.2
タイプB	フルタイム×フルタイム	59.0	63.7	63.7
タイプC	フルタイム×パートタイム (月120時間以上+月下限時間[48～64時間]～120時間の一部)	32.4	27.1	27.1
タイプC'	フルタイム×パートタイム (月下限時間[48～64時間]未満+月下限時間[48～64時間]～120時間の一部)	3.4	2.9	2.9
タイプD	専業主婦(夫)	0.0	1.1	1.1
タイプE	パートタイム×パートタイム (双方が月120時間以上+月下限時間[48～64時間]～120時間の一部)	0.0	0.0	0.0
タイプE'	パートタイム×パートタイム (いずれかが月下限時間[48～64時間]未満+月下限時間[48～64時間]～120時間の一部)	0.0	0.0	0.0
タイプF	無業×無業	0.0	0.0	0.0

そして、令和2年度～令和6年度の推計児童数に家庭類型（潜在）別の割合を乗じてそれぞれの児童数を算出します。

■ 推計年度別の児童数（0～5歳）

単位：%（潜在割合）、人（児童数）

家庭類型	潜在割合	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
タイプA	5.2	70	67	64	62	59
タイプB	63.7	823	788	749	723	694
タイプC	27.1	354	338	325	314	302
タイプC'	2.9	37	35	34	33	32
タイプD	1.1	14	13	13	12	12
タイプE	0.0	0	0	0	0	0
タイプE'	0.0	0	0	0	0	0
タイプF	0.0	0	0	0	0	0
推計児童数 (0～5歳)		1,299	1,242	1,185	1,144	1,098

※各家庭類型ごとの人数の合計と推計児童数の人数は、端数の関係で違う場合があります。

(4) 教育・保育事業の利用実績と今後のニーズ量見込み

第1期計画期間における教育・保育事業の実績は以下のとおりです。本市では教育・保育施設である保育園、認定こども園を利用する就学前児童が8割以上となっていますが、この期間において待機児童の発生はありませんでした。

■ 教育・保育事業の利用実績

単位：人

	認定区分		1号	2号	3号	
					0歳	1・2歳
平成 27 年度	①量の見込み		351	512	74	228
	②確保の 状況	教育・保育施設	306	555	34	272
		地域型保育事業		6		
	乖離(②-①)		▲45	49	▲40	44
平成 28 年度	①量の見込み		327	477	76	239
	②確保の 状況	教育・保育施設	275	548	30	281
		地域型保育事業		5		
	乖離(②-①)		▲52	76	▲46	42
平成 29 年度	①量の見込み		319	466	78	241
	②確保の 状況	教育・保育施設	267	509	20	279
		地域型保育事業		7		
	乖離(②-①)		▲52	50	▲58	38
平成 30 年度	①量の見込み		325	474	79	241
	②確保の 状況	教育・保育施設	226	520	32	275
		地域型保育事業		8		
	乖離(②-①)		▲99	54	▲47	34
令和 元 年度	①量の見込み		330	481	80	241
	②確保の 状況	教育・保育施設	209	491	29	294
		地域型保育事業		10		
	乖離(②-①)		▲121	20	▲51	52

本市に居住する就学前児童の教育・保育事業のニーズ量の見込みは、国が示した算出等の考え方に基づき算出した後、必要な箇所に補正を行った結果、以下のとおりです。

■ 教育・保育事業のニーズ量の見込みと確保方策

単位：人

	認定区分		1号	2号	3号	
					0歳	1・2歳
令和2年度	①量の見込み		159	527	100	287
	②確保方策	教育・保育施設	176	622	111	352
	乖離（②－①）		17	95	11	65
令和3年度	①量の見込み		151	501	96	276
	②確保方策	教育・保育施設	176	622	111	352
	乖離（②－①）		25	121	15	76
令和4年度	①量の見込み		148	492	91	253
	②確保方策	教育・保育施設	176	622	111	352
	乖離（②－①）		28	130	20	99
令和5年度	①量の見込み		144	478	88	242
	②確保方策	教育・保育施設	176	622	111	352
	乖離（②－①）		32	144	23	110
令和6年度	①量の見込み		138	459	85	231
	②確保方策	教育・保育施設	176	622	111	352
	乖離（②－①）		38	163	26	121

(5) 地域子ども・子育て支援事業のニーズ量の見込み

第1期計画期間における地域子ども・子育て支援事業の実績は以下のとおりです。

■ 地域子ども・子育て支援事業の利用実績

	単位	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度
利用者支援事業	か所	17	17	17	17
地域子育て支援拠点事業	人回	962	815	792	749
乳児家庭全戸訪問事業	人	231	215	208	251
養育支援訪問事業	人	48	56	71	114
子育て短期支援事業	人日	0	0	0	0
一時預かり事業		949	1,029	958	1,102
幼稚園の預かり保育	人日	-	-	-	-
幼稚園以外の預かり保育		949	1,029	958	1,102
延長保育事業（時間外保育事業）	人	297	354	171	157
病児（病後児）保育事業	人日	4	0	1	0
ファミリー・サポート・センター （子育て援助活動支援事業）	人日 /月	45	38	10	12
妊婦健康診査事業	人	2,613	2,511	2,444	2,610
放課後児童健全育成事業（通年利用）		248	278	292	296
小学1～3年生	人	220	237	253	250
小学4～6年生		28	41	39	46

地域子ども・子育て支援事業のニーズ量の見込みは、国が示した算出等の考え方に基づき算出した後、必要な箇所に補正を行った結果、以下のとおりです。

放課後児童健全育成事業（学童クラブ）の量の見込みについて、第1期計画では、「通年利用」の児童のみを見込んでいましたが、第2期計画のニーズ量には通年利用だけでなく、「長期休業のみの利用児童」についても考慮して算出しています。

■ 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み

	単位	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
利用者支援事業	か所	1	1	1	1	1
地域子育て支援拠点事業	人回	972	935	864	828	793
乳児家庭全戸訪問事業	人	189	182	172	166	160
養育支援訪問事業	人	100	100	100	100	100
子育て短期支援事業	人日	0	0	0	0	0
一時預かり事業		3,276	3,159	3,075	2,985	2,887
幼稚園の預かり保育	人日	2,268	2,200	2,134	2,070	2,008
幼稚園以外の預かり保育		1,008	959	941	915	879
延長保育事業（時間外保育事業）	人	303	290	277	267	255
病児保育事業	人日	132	132	132	132	132
ファミリー・サポート・センター （子育て援助活動支援事業）※就学児	人日	105	105	105	105	105
妊婦健康診査事業	人	2,513	2,420	2,287	2,207	2,127
放課後児童健全育成事業		527	516	506	496	486
小学1～3年生	人	380	372	365	358	351
小学4～6年生		147	144	141	138	135

3 幼児教育・保育の量の見込み及び確保の状況

(1) 施設型事業

① 教育施設（幼稚園、認定こども園）

幼稚園は、学校教育法に基づく教育機関（学校）で、保護者の就労にかかわらず3歳から入園できますが、3歳になる学年（満3歳児）からの受け入れや預かり保育を行っている園もあります。

認定こども園は、幼保連携型・幼稚園型・保育所型・地方裁量型の4類型あり、いずれも県の認可・認定を受けた施設です。幼保連携型は、認定こども園法に基づく学校及び児童福祉法に基づく児童福祉施設としての法的位置づけを持ち、教育及び保育を一体的に提供する施設です。幼稚園型は、幼稚園に保育所の機能を併せ持つ施設です（児童福祉法に基づく児童福祉施設としての法的位置づけは持ちません）。保育所型は、保育所に幼稚園の機能を併せ持つ施設です（学校教育法に基づく学校としての法的位置づけは持ちません）。また、地方裁量型は、幼稚園・保育所のいずれの認可もない施設が、地域の教育・保育施設として必要な機能を果たすものです。

実施状況

○当市の3歳～5歳児は、認定こども園または保育園にほぼ100%入園しています。そのなかで、教育施設の利用については、保護者の就労にかかわらないこともあり、一定のニーズがあることから、市内の認定こども園において受け入れを行っています。

提供体制、確保策の考え方

○少子化や母親の就労率の増加により、教育施設のニーズ量は減少が見込まれますが、引き続き認定こども園において受入体制を確保していきます。

■ 教育施設（幼稚園、認定こども園）の量の見込みと確保の状況

単位：人

推計値	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
①量の見込み（1号認定）	159	151	148	144	138
②確保方策	176	176	176	176	176
幼稚園	-	-	-	-	-
確認を受けない幼稚園	-	-	-	-	-
認定こども園	176	176	176	176	176
乖離（②－①）	17	25	28	32	38

② 保育施設（認定こども園、認可保育所）

認定こども園は、幼保連携型・幼稚園型・保育所型・地方裁量型の4類型あり、いずれも県の認可・認定を受けた施設です。

認可保育所は、保護者の就労や親族の介護などで、家庭で保育ができない保護者に代わって保育する施設で、児童福祉法に基づいて県の認可を受けた児童福祉施設です。

実施状況

○市内には、保育所が10園、幼保連携型認定こども園が3園設置されています。0～2歳児（未満児）については、核家族化や共働き家庭の増加により、保育施設の利用ニーズが高い状況が続いており、市内の私立園が認定こども園に移行したことによって保育ニーズの受け皿が確保できている状況です。

提供体制、確保策の考え方

○少子化が進む一方、市内の0～2歳児の保育ニーズは今後も高い状況が続くことが想定されるため、現在の各保育園・認定こども園において、引き続き受入体制を確保していきます。

■ 保育施設（認定こども園、認可保育所）の量の見込みと確保の状況

単位：人

推計値	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
①量の見込み	914	873	836	808	775
2号認定	527	501	492	478	459
3号認定	387	372	344	330	316
0歳	100	96	91	88	85
1・2歳	287	276	253	242	231
②確保方策	1,085	1,085	1,085	1,085	1,085
認可保育所	839	839	839	839	839
2号認定	488	488	488	488	488
3号認定	351	351	351	351	351
0歳	85	85	85	85	85
1・2歳	266	266	266	266	266
認定こども園	246	246	246	246	246
2号認定	134	134	134	134	134
3号認定	112	112	112	112	112
0歳	26	26	26	26	26
1・2歳	86	86	86	86	86
乖離（②－①）	171	212	249	277	310

③ 認定こども園（再掲）

認定こども園は、幼保連携型・幼稚園型・保育所型・地方裁量型の4類型あり、いずれも県の認可・認定を受けた施設です。

実施状況

〇市内には3つの私立幼保連携型認定こども園が設置されており、教育施設と保育施設の両方の機能を兼ね備えることで、多様な利用者のニーズに対応しています。

提供体制、確保策の考え方

〇今後も認定こども園において、教育ニーズと保育ニーズに対する受入体制を確保していきます。

■ 認定こども園（再掲）の量の見込みと確保の状況

単位：人

推計値	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
①量の見込み	365	347	335	325	311
1号認定	159	151	148	144	138
2号認定	113	107	105	102	98
3号認定	93	89	82	79	75
0歳	23	22	21	20	19
1・2歳	70	67	61	59	56
②確保方策	422	422	422	422	422
1号認定	176	176	176	176	176
2号認定	134	134	134	134	134
3号認定	112	112	112	112	112
0歳	26	26	26	26	26
1・2歳	86	86	86	86	86
乖離（②－①）	57	75	87	97	111

(2) 地域型保育事業

① 小規模保育事業

国が定める最低基準に適合した保育施設で、市町村の認可を受けた定員6～19人で行う保育事業です。

現在、本市では当該事業を実施していません。

② 事業所内保育事業（企業主導型保育施設）

企業などが、主に従業員用に運営する保育施設です。

現在、本市では当該事業を実施していません。

③ 家庭的保育事業

保育者の家庭などで子どもを保育するサービスです。

現在、本市では当該事業を実施していません。

④ 居宅訪問型保育事業

ベビーシッターのような保育者が、子どもの家庭で保育するサービスです。

現在、本市では当該事業を実施していません。

4 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み及び確保の状況

(1) 相談支援事業

① 利用者支援事業

子ども又はその保護者の身近な場所で、教育・保育・保健その他の子育て支援の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。

実施状況

- 子どもとその保護者の身近な相談に対し、保育園・認定こども園・わんパーク等において対応を行ってきましたが、妊娠から子育てまでの切れ目ない相談・支援体制が必要とされていることから、妊娠・出産・子育てに関する相談や、必要に応じて個別に支援プランの作成・支援を行う「子育て世代包括支援センター」を設置します。
- 子育て支援ガイドブックや市ホームページ・広報おぢや、また、LINEによる情報発信などで妊娠中から子育て中の方を対象に情報提供を行っています。

提供体制、確保策の考え方

- 令和2年度より母子保健型利用者支援事業として「子育て世代包括支援センター」を新たに設置し、子育て世代への切れ目ない相談・支援の充実を図ります。
- 子ども又はその保護者に身近である保育園、認定こども園、わんパーク等においても引き続き相談を受け付けます。

■ 利用者支援事業（母子保健型）の量の見込みと確保の状況

単位：か所

推計値	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
①量の見込み	1	1	1	1	1
②確保方策	1	1	1	1	1
乖離（②－①）	0	0	0	0	0

② 地域子育て支援拠点事業

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場を提供し、子育てについての相談、情報提供、助言その他の支援を行う事業です。

実施状況

○「わんパーク」、「にこにこルーム」、「ひばりパーク」、「つぼみひろば」、里山子育てひろば「木のこん」において開設しています。子育て相談や子育てサークル活動の場の提供、講座なども実施しています。

提供体制、確保策の考え方

○少子化と3歳未満児の入園児童の増加により、利用者は減少傾向にありますが、子育て世帯の孤立防止のためや、情報提供・相談支援の場として引続き事業を行っていく必要があります。

○交流の場や相談窓口について周知を図ります。

■ 地域子育て支援拠点事業の量の見込みと確保の状況

単位：人回

推計値	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
①量の見込み	972	935	864	828	793
②確保方策	972	935	864	828	793
乖離(②-①)	0	0	0	0	0

(2) 訪問型事業

① 乳児家庭全戸訪問事業

生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業です。

実施状況

○産婦・新生児訪問指導（こんにちは赤ちゃん事業）を、生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を対象に開業助産師等が訪問をして実施しています。

提供体制、確保策の考え方

- 現行の体制を維持しながら事業を実施します。
- 引き続き100%の訪問を目指し、各機関との連携を図ります。

■ 乳児家庭全戸訪問事業の量の見込みと確保の状況

推計値	単位：人				
	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
①量の見込み	189	182	172	166	160
②確保方策	189	182	172	166	160
乖離（②－①）	0	0	0	0	0

② 養育支援訪問事業

養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業です。

実施状況

○妊娠前から就園前までの親子に関わる母子保健事業において、児童の養育について支援が必要でありながら、自ら支援を求めていくことが困難な状況にある対象者を把握し、関係機関と連携して対応しています。

提供体制、確保策の考え方

- 引き続き関係機関が連携しながら、支援を行っていきます。

■ 養育支援訪問事業の量の見込みと確保の状況

推計値	単位：人				
	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
①量の見込み	100	100	100	100	100
②確保方策	100	100	100	100	100
乖離（②－①）	0	0	0	0	0

(3) 通所型事業

① 子育て短期支援事業

保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業です。

※短期入所生活援助事業（ショートステイ事業）

夜間養護等事業（トワイライトステイ事業）

現在、本市には、児童養護施設等はありませんが、必要が生じた場合には、市外施設の利用により提供体制を確保していきます。

② 一時預かり事業

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間に、認定こども園、保育園、地域子育て支援拠点、ファミリー・サポート・センター等で、一時的な預かりを行う事業です。

実施状況

○市内のすべての認定こども園で、在園する1号認定の児童を対象とした預かり保育事業（幼稚園の預かり保育）を実施しています。

○市内保育園、認定こども園、わんパークで就学前までの児童を対象に預かりを実施しています。

○ファミリー・サポート・センターでは、依頼会員と提供会員の相互援助活動により土曜日・日曜日など休日の預かりも実施しています。

提供体制、確保策の考え方

○提供体制は確保できており、現状を維持し、引き続き事業を行います。

■ 一時預かり事業の量の見込みと確保の状況

推計値	単位：人日				
	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
①量の見込み	3,276	3,159	3,075	2,985	2,887
1号認定	2,268	2,200	2,134	2,070	2,008
2号認定	48	46	45	44	42
上記以外	960	913	896	871	837
②確保方策	3,588	3,588	3,588	3,588	3,588
幼稚園の預かり保育	2,268	2,268	2,268	2,268	2,268
幼稚園以外の預かり保育以外	1,320	1,320	1,320	1,320	1,320
乖離(②-①)	312	429	513	603	701

③ 時間外保育事業（延長保育事業）

保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日・利用時間以外の日・時間において、認定こども園、保育所等で保育を実施する事業です。

実施状況

○仕事の都合などで通常の保育時間外も保育を利用する場合は、保育時間を延長して保育を実施しています。

- ・早朝保育：午前7時15分から ※市立保育園のみ（真人保育園を除く）
- ・延長保育：月曜日～金曜日 午後7時まで
土曜日 午後1時まで
※市立南保育園、私立認定こども園のみ午後6時まで

提供体制、確保策の考え方

- 平日の提供体制は確保できており、現状を維持し、引き続き事業を行います。
- 土曜日や日曜日の保育の拡充については、ファミリー・サポート・センターなどの利用状況や、ニーズに応じて検討していきます。

■ 延長保育事業（時間外保育事業）の量の見込みと確保の状況

単位：人

推計値	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
①量の見込み	303	290	277	267	255
②確保方策	354	354	354	354	354
乖離（②－①）	51	64	77	87	99

④ 病児保育事業

病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育する事業です。

実施状況

○病後児保育事業については、ファミリー・サポート・センターにおいて実施してきましたが、令和2年1月より新たに病児病後児保育室を開設し、病児保育事業も開始しました。

提供体制、確保策の考え方

○病児病後児保育室の開設により、利用ニーズに対する受入体制を確保していきます。

■ 病児保育事業の量の見込みと確保の状況

単位：人日

推計値	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
①量の見込み	132	132	132	132	132
②確保方策	732	732	732	732	732
乖離（②－①）	600	600	600	600	600

（４）その他事業

① 妊婦健康診査事業

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。

実施状況

○妊婦の健康管理を目的とし、医療機関に委託して健診を実施しており、14回までの公費助成を行っています。

提供体制、確保策の考え方

○妊婦の健康管理及び経済的負担の軽減を図り、安心かつ安全に妊娠・出産ができる体制を確保するため、14回分の受診券を交付します。

○引き続き、適切な週数に応じて受診できるように周知を図ります。

■ 妊婦健康診査事業の量の見込みと確保の状況

単位：人

推計値	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
①量の見込み	2,513	2,420	2,287	2,207	2,127
②確保方策	2,513	2,420	2,287	2,207	2,127
乖離（②－①）	0	0	0	0	0

② 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）※就学児

子育て中の保護者を対象として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する方（依頼会員）と、当該援助を行うことを希望する方（提供会員）との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。

実施状況

- ファミリー・サポート・センター事務局（わんパーク内）にアドバイザーを配置し、援助の依頼の受け付けや援助が可能な提供会員との調整等を行っています。
- 定期的に提供会員・依頼会員向けの説明会を開催し、会員数の増加に努めています。

提供体制、確保策の考え方

- 提供会員の増加により提供体制は確保できています。引続き定期的な説明会の開催や広報等により事業の周知を行っていきます。

■ ファミリー・サポート・センター事業（子育て援助活動支援事業） の量の見込みと確保の状況 ※就学児

単位：人日

推計値	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
①量の見込み	105	105	105	105	105
小学校低学年	74	74	74	74	74
小学校高学年	31	31	31	31	31
②確保方策	360	360	360	360	360
乖離（②－①）	255	255	255	255	255

③ 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業

児童虐待の発生予防、早期発見・早期対応のために、子どもを守る地域ネットワーク（要保護児童対策地域協議会）の調整機関や関係機関の職員の専門性の強化及び連携強化を図る事業です。

実施状況

- 小千谷市子どもを守る地域連絡会を設置し、要保護児童等について関係機関と連携を取りながら対応していきます。

提供体制、確保策の考え方

- 各種会議や研修会等の開催により、専門性の向上、関係機関の連携強化を図ります。

④ 実費徴収に係る補足給付を行う事業

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用または行事への参加に要する費用等を助成する事業です。

現在、本市では当該事業を実施していません。

⑤ 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究や、その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進するための事業です。

現在、本市では待機児童が発生しておらず当該事業を実施していません。

5 総合的な子どもの放課後対策の推進

(1) 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

保護者が就労等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に小学校の余裕教室や児童館等を利用し、適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業です。

国の「新・放課後子ども総合プラン」では、全ての児童が放課後を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、放課後児童クラブと放課後子ども教室の両事業を一体的又は連携して実施することを目指しています。

実施状況

○少子化が進む一方で核家族化や保護者の就労形態の多様化により、放課後児童クラブの利用ニーズは高い状況が続いており、アンケートなどによりニーズ把握を行いながら提供体制の確保に努めてきました。令和元年度より、吉谷小学校区において長期休業中の放課後児童クラブを新たに開設し、利用ニーズへの対応を行いました。

○放課後子ども教室は、地域の方々の協力を得ながら現在市内5つの小学校で週に1回実施しており、保護者の就労状況に関わらず、放課後児童クラブの利用児童を含む全ての児童を対象とした多様な体験・活動の場の提供に取り組んでいます。

提供体制、確保策の考え方

○児童減少が進む中、低学年の放課後児童クラブの利用ニーズは高い状況が続くと見込まれるため、ニーズ把握を行いながら提供体制を確保していきます。

○学校区ごとのニーズ把握を行いながら、提供体制を確保していきます。

○放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の実施について、より良い児童の放課後活動となるよう、連携に努めます。

■ 放課後児童クラブの量の見込みと確保の状況

単位：人

推計値	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
①量の見込み	527	516	506	496	486
1年生	153	150	147	144	141
2年生	120	117	115	113	111
3年生	107	105	103	101	99
4年生	92	90	88	87	85
5年生	42	41	41	40	39
6年生	13	13	12	11	11
②確保の状況	527	527	527	527	527
1年生	153	153	153	153	153
2年生	120	120	120	120	120
3年生	107	107	107	107	107
4年生	92	92	92	92	92
5年生	42	42	42	42	42
6年生	13	13	13	13	13
乖離（②－①）	0	11	21	31	41





第5章

計画の推進体制



第5章 計画の推進体制

1 計画の推進体制

子ども・子育て支援は、行政だけで進められるものではなく、家庭や地域社会、児童福祉施設、学校、企業等が連携、協力しながら推進していく必要があります。

本市に関わるすべての人々が、互いを尊重しながら、その能力を最大限に発揮し、行政と対等な立場で共に協力して課題の解決に取り組む「協働」の視点を踏まえて施策や事業を推進します。こうした「協働」の輪を広げるため、情報公開や双方向からの情報交流、効果的な情報発信に努めていきます。

地域での取り組み（役割）と市全域での取り組み（役割）が互いに補完し、それぞれの強みを生かしながら地域の様々な活動主体との協働により、子ども・子育て支援施策にかかる取り組みを効果的に推進するとともに、社会福祉協議会などの関連団体との協力関係を深め、それぞれの役割分担や運営形態を考慮しながら、計画を円滑に推進していきます。

2 計画の公表及び周知

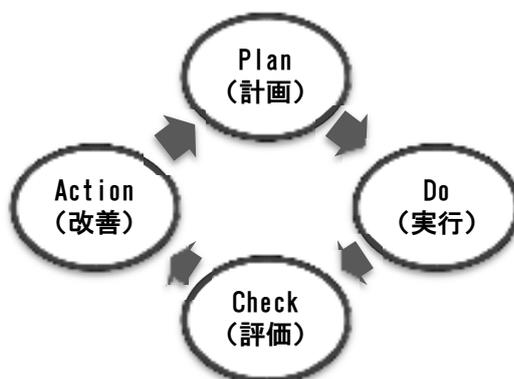
計画の目標を達成するためには、計画の内容を広く市民に知ってもらう必要があります。

計画の周知にあたっては、市の広報紙やホームページ等を活用するなど広報活動を実施します。

また、各事業においても、市の広報紙をはじめとするあらゆる媒体を活用し、市民一人ひとりに情報が行きわたるよう、周知に努めます。

3 計画の評価と進行管理

子ども・子育て支援に係る様々な施策の進捗状況の把握や子ども・子育て支援会議の意見等に基づき、必要に応じて計画の見直しや施策の改善・充実、指標の修正を行いながら、PDCAサイクルにより基本理念の達成を目指します。





資料編



資料編

1 小千谷市 子ども・子育て支援会議

(1) 設置要綱

(2) 委員名簿

(3) 会議の開催日と審議内容

2 幼児教育・保育の無償化について

幼児教育・保育を無償化する改正子ども・子育て支援法が、令和元年5月10日に可決・成立し、令和元年10月1日から全面的に実施となりました。

(1) 幼児教育・保育の無償化の実施に関する主な経緯

平成26年度～	毎年度、幼児教育・保育の段階的無償化を実施
平成29年12月8日	「新しい経済政策パッケージ」(閣議決定)
平成30年5月31日	「幼稚園、保育所、認定こども園以外の無償化措置の対象範囲等に関する検討報告書」(とりまとめ)
平成30年6月15日	「経済財政運営と改革の基本方針2018」(閣議決定)
平成30年10月15日	国と地方の協議の場(法定)
平成30年11月21日	教育の無償化に関する国と地方の協議
平成30年12月3日	教育の無償化に関する国と地方の協議
平成30年12月17日	国と地方の協議の場(法定)
平成30年12月25日	幼児教育の無償化に関する協議の場 幹事会(第1回目)
平成30年12月28日	「幼児教育・高等教育無償化の制度の具体化に向けた方針」(関係閣僚合意)
平成31年2月14日	幼児教育の無償化に関する協議の場 幹事会(第2回目)
令和元年5月10日	子ども・子育て支援法の一部を改正する法律が成立
令和元年5月31日	幼児教育・保育の無償化に関する政令・内閣府令の公布
令和元年10月1日	幼児教育・保育の無償化施行

(2) 幼児教育・保育の無償化の趣旨

少子高齢化という国難に正面から取り組むため、令和元年10月からの消費税率の引上げによる財源を活用し、子育て世代、子どもたちに大胆に政策資源を投入し、お年寄りも若者も安心できる全世代型の社会保障制度へと大きく転換します。20代や30代の若い世代が理想の子ども数を持たない理由は、「子育てや教育にお金がかかり過ぎるから」が最大の理由となっており、幼児教育・保育の無償化をはじめとする負担軽減措置を講じることは、重要な少子化対策の1つであります。また、幼児教育は生涯にわたる人格形成の基礎を培うものであり、子供たちに質の高い幼児教育の機会を保障することは極めて重要です。

このような背景を踏まえ、これまで、段階的に推進してきた取組を一気に加速し、現行の子ども・子育て支援新制度の幼稚園、保育所、認定こども園等の利用者負担額を無償化するとともに、新制度の対象とはならない幼稚園、認可外保育施設等の利用者への給付制度を創設、就学前の障害児の発達支援についても、併せて無償化を進めるものです。

(3) 無償化の対象者・対象範囲等

① 幼稚園、保育所、認定こども園等

■ 3～5歳：幼稚園、保育所、認定こども園、地域型保育、企業主導型保育（標準的な保育料）の利用料を無償化

※子ども・子育て支援新制度の対象とならない幼稚園については、上限月額2.57万円（注：国立大学付属幼稚園0.87万円、国立特別支援学校幼稚部0.04万円）まで無償化。

※開始年齢：原則、小学校就学前の3年間を無償化。ただし、幼稚園については、学校教育法の規定等に鑑み、満3歳から無償化。

※保護者が直接負担している通園送迎費、食材料費、行事費などは、無償化の対象外。食材料費については、保護者が負担する考え方を維持。

3～5歳は施設による徴収を基本とする。低所得者世帯等の副食費の免除を継続し、免除対象者を拡充（年収360万円未満相当世帯）。

■ 0～2歳：上記施設を利用する住民税非課税世帯を対象として無償化

② 幼稚園の預かり保育

■ 保育の必要性の認定を受けた場合、幼稚園に加え、利用実態に応じて、月額1.13万円までの範囲で無償化

※保育の必要性の認定：2号認定又は2号認定と同等の認定（無償化給付のために新たに法制化）。

※預かり保育は子ども・子育て支援法の一部預かり事業（幼稚園型）と同様の基準を満たすよう指導・監督。

③ 認可外保育施設等

■ 3～5歳：保育の必要性を受けた場合、認可保育所における保育料の全国平均額（3.7万円）までの利用料を無償化

※認可保育施設のほか、一時預かり事業、病児保育事業及びファミリー・サポート・センター事業を対象。

※上限額の範囲内において、複数サービス利用も可能。また、幼稚園が十分な水準の預かり保育を提供していない場合などには、幼稚園利用者が認可外保育施設等を利用する場合も無償化の対象。

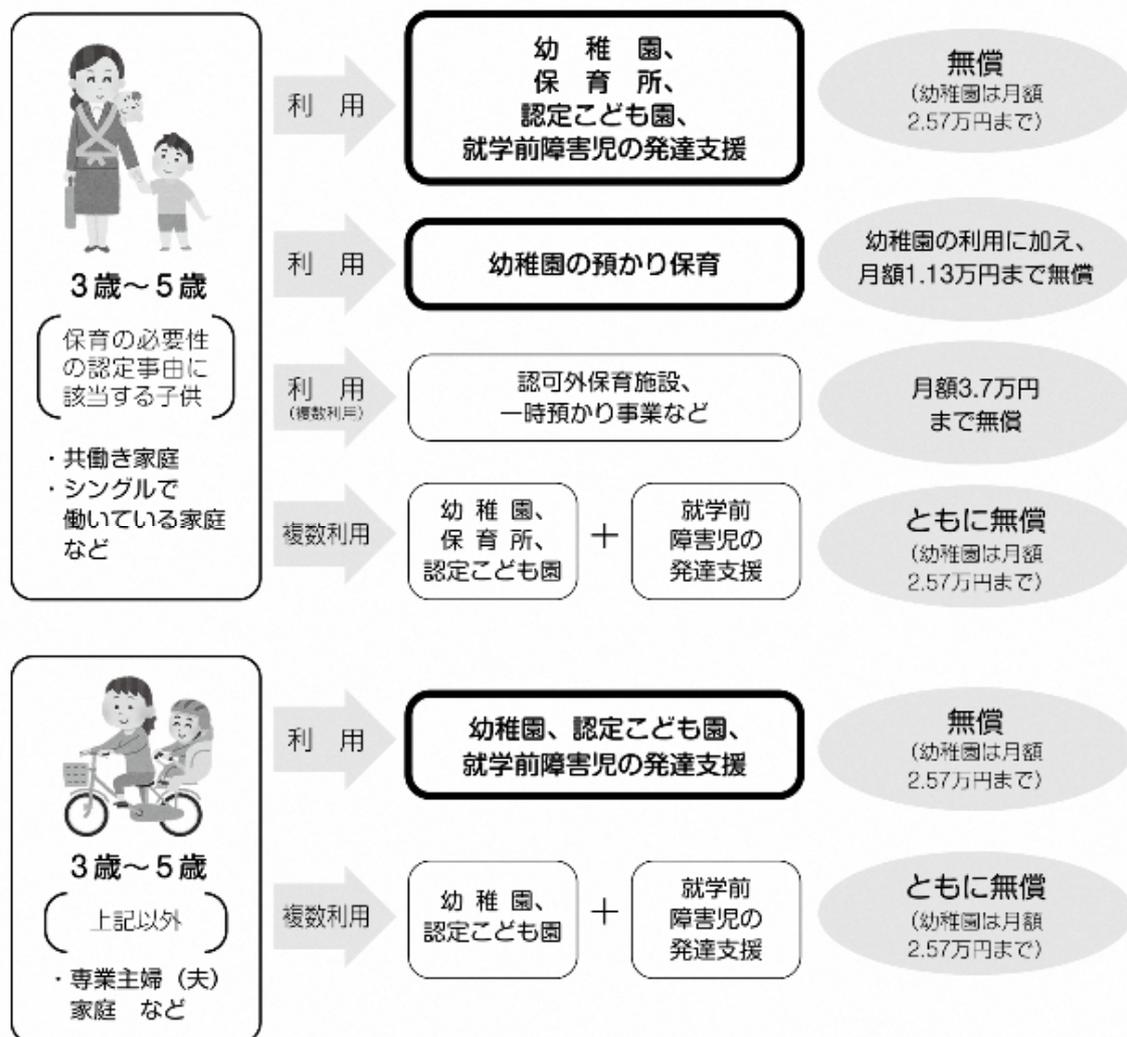
※都道府県等に届出を行い、国が定める認可外保育施設の基準を満たすことが必要。ただし、経過措置として5年間の猶予期間を設定。

■ 0～2歳：保育の必要性の認定を受けた住民税非課税世帯の子どもたちを対象として、月額4.2万円までの利用料を無償化

④ 就学前の障害児の発達支援

- 就学前の障害児の発達支援を利用する子どもたちについて、利用料を無償化
- 幼稚園、保育所、認定こども園等とこれらの発達支援の両方を利用する場合は、ともに無償化の対象

■ 幼児教育・保育の無償化の具体的なイメージ



資料:内閣府「幼児教育・保育の無償化に関する住民・事業者向け説明資料」より



第2期小千谷市子ども・子育て支援事業計画

発行日 令和2年 月

発行者 小千谷市 社会福祉課（令和2年4月～ 健康未来こども課）

住 所 〒947-8501 新潟県小千谷市城内2 - 7 - 5

TEL 0258-83-3517 FAX 0258-83-4160

